



ジョーンズ・デイでは、世界各国に広がる 40 以上のオフィスが、現地の法令や判例等の最新情報を Alert/Commentary 等としてお伝えしています。その中から日系企業に特に関心が高いと思われるものを以下でご紹介します。なお、英文部分の各リンクから Alert/Commentary 等の原文をご覧ください。

**Anti-trust**

**中国当局、独禁法違反調査に新たな手段**  
[New Tool for Antitrust Investigations in China](#)

近年、中国独禁法執行当局は、従業員が個人用のスマートフォンを使い仕事に関する交信をした記録のスクリーンショットを、独禁法違反事件の証拠として提出することが増えてきています。当局が、このような証拠をいかなる手段で入手するかは不明です。企業がその従業員の個人用スマートフォン内の交信等を監視するのはプライバシーの観点から困難であり、上記のような、執行当局がこれら交信記録を独禁法違反の証拠とするリスクに対する対策が必要です。

対策としては、従業員が個人所有のスマートフォンを仕事に一切使用しないよう厳格に禁止し、代わりに、企業は仕事に使用するための専用のスマートフォンを従業員へ配布する等が考えられます。

上記は、中国で事業を行う日本企業等にとって重要な情報であると思われます。

**Corp.**

**サウジアラビア王国における新会社法、SAGIA 通知に関する最新情報**  
[Update on the New Saudi Arabian Companies Law and SAGIA Announcements](#)

サウジアラビア王国において 2016 年 5 月 2 日、新会社法が施行されました。同改正法は会社が維持すべき法定準備金の減額などを内容としています。改正法は、施行日以降に設立された会社に適用されるほか、既存の会社については、1 年間の移行期間が設けられています。移行期間における同改正法の適用については今後、当局から具体的なガイドラインが示されるようです。なお、同改正法の施行に伴い、持株会社、一人株主会社といった会社類型別のモデル定款等が公開されています。

また、同改正法と同時期に、サウジアラビア王国一般投資局 (Saudi Arabian General Investment Authority, 「SAGIA」) から新たな通知も公表されました。外資系企業がサウジアラビアへ投資を行う際には SAGIA による事前承認が必要とされていますが、申請に必要な書類の簡易化や外資系企業による商社や技術コンサルタント会社の設立等を内容としています。

上記は、サウジアラビア王国へ現在投資している、又は将来投資を考えている日本企業等にとっても重要な情報と思われます。

**Disputes**

**改正米国連邦民事訴訟規則に基づく事例の注目すべき傾向**

[Noteworthy Trends from Cases Decided Under the Recently Amended Federal Rules of Civil Procedure](#)

改正連邦民事訴訟規則が 2015 年 12 月 1 日に施行されました。この改正は、実質的な争点の解決を促し、広範かつ過度な証拠開示 (discovery) を限定することにより、裁判所及び訴訟当事者を争点となっている具体的な請求や防御方法に集中させることを最終的な目標としています。同改正の内容並びに改正が事件管理や証拠開示及び訴訟戦略に及ぼし得る実務的な影響については、Jones Day White Paper “Significant Changes to the Federal Rules of Civil Procedure Expected to Take Effect December 1, 2015: Practical Implications and What Litigators Need to Know” にて 2015 年 12 月に既に紹介しています。

今回のコメントリーでは、施行から 9 か月間の改正連邦民事訴訟規則第 26 条 (b)、第 34 条 (b) 及び第 37 条 (e) の解釈を示す判例法の傾向及び実務的な影響の概要を紹介しています。改正規則施行の影響は、特に証拠開示の範囲に関する決定における「均衡原則」の適用に明確に現れており、開示に過度の費用・時間等がかかる場合においてディスカバリの負担が軽減される可能性が出てきたという意味で、被告となることの多い日本企業にとっては好ましい影響であると言えます。

米国での訴訟その他の法的紛争に関与している、あるいは、関与する可能性のある日本企業にとってディスカバリの負担は大きな関心事であると思われます。

**General**

**サウジアラビア王国がハーグ国際私法会議に加盟へ**

[Saudi Arabia to Join Hague Conference on Private International Law: A Move Toward International Standards?](#)

2016 年 7 月 25 日、サウジアラビア王国政府は、ハーグ国際私法会議の加盟国となることを決定しました。正式に加盟国となった場合、サウジアラビア王国は同会議の 82 カ国目の加盟国となります。

加盟国にはハーグ国際私法会議の作成する条約を締結する義務はありませんが、サウジアラビア王国が加盟することにより、国際的な紛争解決等に関連して、具体的には以下の手続き等が容易になることが期待されます。

- ・外国の裁判所からサウジアラビア王国国内の当事者に対する訴訟関連書面の送達
- ・加盟国の裁判所同士における証拠の収集や保全
- ・サウジアラビア王国国内の当事者に対する外国裁判所の判決等の執行
- ・サウジアラビア王国国内で使用する外国文書の認証手続き

ただし、加盟により実際にどのような効果が生じるかは、今後の議論を待つ必要があります。

上記は、サウジアラビア王国へ現在投資している、又は将来投資を考えている日本企業等にとっても重要な情報と思われます。



**Tax**

**外資系企業も日本の移転価格文書の義務化に要注意**

[Introduction of Stringent Transfer Pricing Documentation Requirement](#)  
[Attention: Foreign Parent Companies with Japanese Subsidiaries and Japanese Subsidiaries of Multinational Enterprises](#)

平成 28 年度税制改正により、直前会計年度の連結総収入金額が 1,000 億円以上の多国籍企業グループには、一定の移転価格文書の作成・提出が義務付けられ、しかも一部罰則をもって担保されることになりました。外資系企業についての作成・提出義務の概要は、以下のとおりです。

名称	作成/提出義務者	日本での最初の提出時期	使用言語	概要
事業概況報告事項 (マスターファイル)	上記多国籍グループに属する内国法人	2016 年 4 月以降開始の究極の親会社の事業年度末から 1 年以内 (不提出に罰則の適用あり)	日本語又は英語	全世界の事業の状況、移転価格ポリシー、所得や経済活動の配分の状況をまとめた文書
最終親会社等届出事項	同上	2016 年 4 月以降開始の究極の親会社の事業年度末まで	日本語	究極の親会社の名称、本店所在地又は管理支配地、法人番号、代表者氏名
国別報告事項 (CbC レポート)	-	原則として究極の親会社が本国で提出	英語	各国又は各国の関連会社ごとの状況 (所得配分、納税状況、経済活動等) を列挙した一覧性のある文書
ローカルファイル	国外関連取引を行った内国法人	2017 年 4 月以降開始の事業年度に係る確定申告書の提出期限まで	日本語	各国の移転価格税制に即して関連者取引に関する詳細な説明・分析をまとめた文書 (対象取引につき一定の規模要件あり)

最も注意すべきは、連結総収入金額が 1,000 億円以上の多国籍企業グループが日本に子会社等をもっている場合には、マスターファイルに関する上記移転価格文書化の義務が及び、不提出には罰則の制裁があるという点です。この義務は、当該日本子会社等の規模や売上あるいは究極の親会社の本国が日本と同一又は類似の移転価格文書化義務を課しているかど

うかとは一切関係ありません。他方、国別報告書に関しては、究極の親会社が本国で報告した該当情報が租税条約等を通じて日本の国税当局に提供される限り、日本子会社等に提出義務が課されることはありません。

上記につき、御社の状況に応じては、より簡便な形での文書化対応が可能ですので、担当弁護士までお気軽にご連絡下さい。

その他、2016 年 9 月は以下の最新情報を Alert/Commentary としてお伝えしています。

**Antitrust**

米国裁判所、連邦取引委員会の AT&T に対する主張を棄却  
[Ninth Circuit Dismisses FTC Act Claims Against AT&T](#)

**Antitrust**

欧州諸国の独禁法執行について近時の傾向  
[European Law Enforcement Against Antitrust Conspiracies—Recent Trends](#)

**Antitrust**

欧州委員会、電子商取引分野における取引制限について第 1 回調査報告を公開  
[E-Commerce Sector Inquiry: European Commission Report Identifies Restrictive Practices and Prepares for Potential Antitrust Investigations](#)

**Antitrust**

欧州委員会、通信業界の競争促進に関する新たなルールを提案  
[A New Telecoms Code for Europe](#)

**BR&R**

米国裁判所、倒産会社に対するスポンサー株主の権利行使を制限するよう求める倒産会社の請求を棄却  
[Bankruptcy Court Denies Aeropostale's Motions for Equitable Subordination and to Limit Credit Bidding](#)

**Disputes**

国際仲裁合意及び管轄合意に関するオーストラリア裁判所の判断  
[A Greater Role for Australian Courts in Foreign Arbitral Proceedings?](#)

**Disputes**

オーストラリア裁判所、不当な目的のクラスアクションを手続きの濫用であるとして棄却  
[Australian Shareholder Class Action Held to be an Abuse of Process](#)

**General**

オーストラリア裁判所、同国最大のクラスアクションにおいて、支払遅延時等の銀行手数料は「罰金」に該当しないと判断  
[Late Payment Fees Not Penalties: High Court of Australia Rebuffs Bank Fees Class Action](#)



**General**

EU 基準において、WTO 協定に基づく援助が「競争的中立性」を害する可能性

[WTO Law Insufficient to Ensure Competitive Neutrality under EU Standards](#)

**General**

カリフォルニア州、温室効果ガス排出規制に関する監視を強化

[California Requires Significant New Greenhouse Gas Emission Reductions Increases Oversight of the California Air Resources Board](#)

**General**

米国がコートジボワールへの制裁を解除、さらにミャンマーへの制裁も解除へ

[U.S. Sanctions Targeting Côte d'Ivoire Lifted; Burma Sanctions Next](#)

**General**

ジカウイルスによる損失に関する保険適用範囲について

[Avoiding the Insurer Bite: Insurance Coverage for Zika Virus Losses](#)

**General**

米国、危険化学物質の輸送に関するガイドラインを公開

[Agencies Issue Joint Guidance Regarding Bulk Shipment of Hazardous Chemicals](#)

**General**

ロシア、外国企業からの政府調達に関する規制を強化

[Russia Expands Restrictions on Government Procurement of Foreign Software and Hardware](#)

**IP**

ハイパーリンクの設定が著作権侵害となるかについて、欧州司法裁判所の判断

[The CJEU's Decision in \*GS Media\*: Connecting the Dots on Hyperlinking](#)

**IP**

ソフトウェアの特許取得可能性に関する連邦裁判所の判決

[Widely Watched Federal Circuit \*McRO\* Decision Holds Certain Software Claims to Be Patent Eligible](#)